

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 30 の 2 - 1、2 及び 3 - 1 (1)	第 2 編 30 の 2 - 1、2 及び 3 - 1 (1)	法第 53 条《当該職員の権限》が削除され、法 53 条の 2《納税地》が法 53 条に移記されたことから、所要の整備を図った。
46 - 1 46 - 2 46 - 3 (7) - 2	46 - 1 46 - 2 46 - 3 (7) - 2	} 法第 53 条《当該職員の権限》が削除されたことから、所要の整備を図った。
(削除) (削除) (削除)	53 - 1 - 1 53 - 1 - 2 53 - 2 - 1	
53 - 1 53 - 2	53 の 2 - 1 53 の 2 - 2	} 法第 53 条《当該職員の権限》が削除され、法 53 条の 2《納税地》が法 53 条に移記されたことから、酒税の納税地の解釈を移記した。